

（第1面）

## 産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 12日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県静岡市葵区安倍町3番地

氏名 株式会社 飯田産業

静岡施工管理課 堀江章人

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 054 - 653 - 8288

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

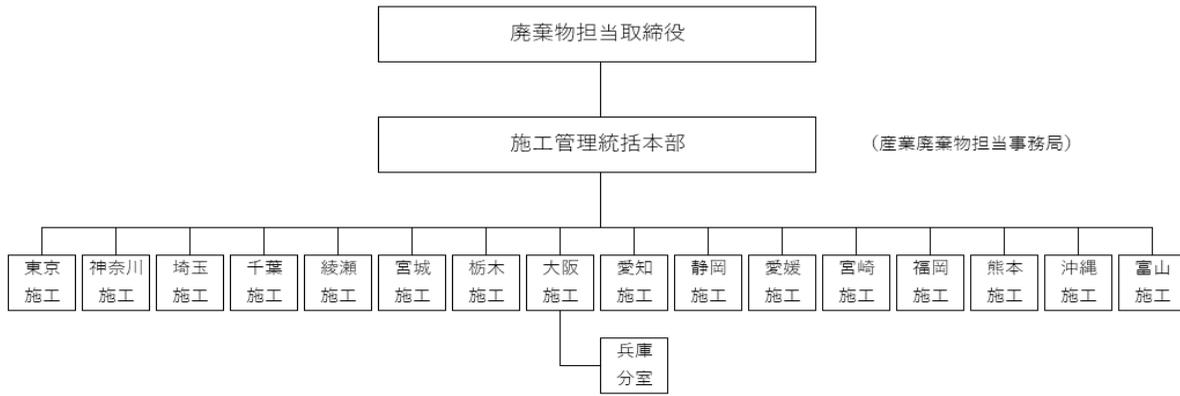
事業場の名称	株式会社 飯田産業 静岡施工管理課		
事業場の所在地	静岡県	静岡	市 葵区安倍町3番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	売上工事高 1,240,000,000		
③ 従業員数	1453		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック→破砕・圧縮→再生利用または安定型埋立 紙くず →破砕・焼却→再生利用または管理型埋立 木くず →破砕・焼却→再生利用または管理型埋立 金属くず →破砕・切断→再生利用 ガラス陶磁器くず→破砕・選別→再生利用または安定・管理型埋立 石膏ボード →中間処理場 がれき類 →破砕 →再生利用 管理型混合廃棄物→選別→破砕・圧縮→再生利用または管理型埋立 コンクリート破片→破砕→再生利用 繊維くず →切断→焼却→再生利用または管理型埋立		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



各施工拠点責任者 (産業廃棄物管理責任者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度 (令和 5 年度) 実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	排出量
	廃プラスチック類	187.086 t
	紙くず	163.146 t
	木くず	524.240 t
	金属くず	95.485 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	17.670 t
	石膏ボード	97.230 t
	がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	4.292 t
	管理型混合廃棄物	0.780 t
	コンクリート破片	2.442 t
	繊維くず (天然繊維くず)	0.276 t
	(これまでに実施した取組)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場調達部材、現場加工部材を極力削減し、製品化された部材を採用することにより、産業廃棄物の排出抑制を図る。</li> <li>・発注依頼数量の精度を高め、余剰材を削減することにより、産業廃棄物の排出抑制を図る。</li> </ul>	
<b>【目標】</b>		
産業廃棄物の種類	排出量	
廃プラスチック類	185.000 t	
紙くず	160.000 t	
木くず	500.000 t	

②計画	金属くず	90.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	15.000 t
	石膏ボード	95.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	4.000 t
	管理型混合廃棄物	0.500 t
	コンクリート破片	2.000 t
	繊維くず（天然繊維くず）	0.200 t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も、現場調達部材、現場加工部材を極力削減し、製品化された部材を採用することにより、産業廃棄物の排出抑制を継続する。 ・今後も、発注依頼数量の精度を高め、余剰材を削減することにより、産業廃棄物の排出抑制を継続する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別ルール周知徹底を図っている。	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別品目の細分化を推進し、管理型混合廃棄物の削減を図る。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	



		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】					
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
廃プラスチック類	181.871	0.000	0.000	0.000	181.871
紙くず	127.926	0.000	0.000	0.000	127.926
木くず	441.740	0.000	0.000	0.000	441.740
金属くず	78.648	0.000	0.000	0.000	78.648
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	17.670	0.000	0.000	0.000	17.670
石膏ボード	86.130	0.000	0.000	0.000	86.130
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	4.292	0.000	0.000	0.000	4.292
管理型混合廃棄物	0.780	0.000	0.000	0.000	0.780
コンクリート破片	2.442	0.000	0.000	0.000	2.442
繊維くず（天然繊維くず）	0.276	0.000	0.000	0.000	0.276
(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物の処理を委託する業者を選定し、適正な委託契約を締結している。 ・定期的に処分場を視察し、産業廃棄物の処理状況を確認している。					

①現状

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	廃プラスチック類	180.000	0.000	0.000	0.000	180.000
	紙くず	120.000	0.000	0.000	0.000	120.000
	木くず	430.000	0.000	0.000	0.000	430.000
	金属くず	75.000	0.000	0.000	0.000	75.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	15.000	0.000	0.000	0.000	15.000
	石膏ボード	85.000	0.000	0.000	0.000	35.000
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	4.000	0.000	0.000	0.000	4.000
	管理型混合廃棄物	0.500	0.000	0.000	0.000	0.500
	コンクリート破片	2.000	0.000	0.000	0.000	2.000
	繊維くず（天然繊維くず）	0.200	0.000	0.000	0.000	0.200
	（今後実施する予定の取組） ・今後も、委託基準に従って産業廃棄物の処理を委託できる業者を選定し、適正な委託契約の締結を継続する。 ・今後も、定期的に委託処分場の現地視察を行い、チェックシートを用いて適切な処理が行われているかを確認し、処分場ごとの産業廃棄物の処理状況を把握する。 ・全てのマニフェストを電子化することで、適正なマニフェスト管理を推進する。					
	※事務処理欄					



(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。